

## 大阪広域環境施設組合規則第2号

### 大阪広域環境施設組合事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合事業所事務分掌規則（平成27年規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(事業所の長) 第2条 事業所に工場長、副工場長、担当係長を置く。ただし、大阪広域環境施設組合住之江工場を除く。 別表 [表 別紙2 挿入]	(事業所の長) 第2条 事業所に工場長、副工場長、担当係長を置く。 別表 [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[別表 別紙1]

所属	事業所の名称
施設部	[同左]
	大阪広域環境施設組合鶴見工場
	大阪広域環境施設組合八尾工場
	大阪広域環境施設組合舞洲工場

[別表 別紙2]

所属	事業所の名称
施設部	[略]
	大阪広域環境施設組合八尾工場
	大阪広域環境施設組合舞洲工場
	大阪広域環境施設組合住之江工場